

○財務省告示第四十三号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項及び政府資金調達  
事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
条第十一項の規定に基づき、平成二十九年一月二  
十日に発行した割引短期国債及び政府短期証券の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 国庫短期証券（第六百五十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十  
九年法律第二十三号）第四十六  
条第一項並びに財政法（昭和二  
十二年法律第三十四号）第七條  
の法律及びその

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行為れる入札

五

募  
方

イ  
入札発競争  
価格競争  
方法決定の

ロ  
国債市場  
特別参加  
者・第I  
非競争  
者第I  
者第I  
者第I

各国債市場特別参加者ごとの応募  
限度額の範囲内において各申  
込みの応募額を割り当てて各申  
込みに応ずる。

六

イ  
発  
行

入札発競争  
価格競争  
行争額

額面金額で二兆二千六百五十二  
億九千万円  
うち特別会計に關する法律第  
四十六條第一項の規定に基づき  
發行した割引短期国債について

は、金額で一兆八千六百五十  
十三億円、  
財政法第七條第一項、

並びに特別会計に關する法律第  
十三條第一項、第九條第一項並  
びに特別会計に關する法律第

十、同條第四項、第九條第二  
項、同條第三項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六  
項、第十條第六項、第十條第六

		十 十			九	八	七																	
ロ		イ 一			振	額 最	イ 払			ロ														
争 非	者 特	国 債	入 札	価 格	替 単	行 入	争 非	者 特	国 債	入 札	争 非	者 特	国 債											
入 札	・ 第	・ 参	行 行	競 価	位	札 発	入 札	・ 第	・ 参	行 行	入 札	・ 第	・ 参											
発 競	I 加	場 場	行 日	格 日		行 行	発 競	I 加	場 場	行 行	入 札	・ 第	・ 参											
札 発	発 競	行 行	行 日	格 日		行 行	入 札	・ 第	・ 参	行 行	入 札	・ 第	・ 参											
争 入 札 発	非 入 札 発	者 入 札 発	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 行 行	振 替 単 位	争 入 札 発	非 入 札 発	者 入 札 発	特 別 参 加 場	国 債 市 場	入 札 行 行	争 入 札 発	非 入 札 発	者 入 札 発	特 別 参 加 場	国 債 市 場							
			銭 八 厘	額 面 金 額 百 円 につき 百 円 三 十 三	格 九 厘 以 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価	銭 九 厘 以 上 の 所 ぞ れ の 応 募 価	額 面 金 額 百 円 につき 百 円 三 十 三	平 成 二 十 九 年 一 月 二 十 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円 と す る 。	あ っ た 場 合 、 そ の 施 行 の 日 か ら	を 五 万 円 と す る 省 令 の 改 正 が	千 万 円 ( た だ し 、 最 低 額 面 金 額	八 万 六 千 五 十 四 億 九 千 三 百 二 十	二 千 三 百 五 十 四 億 九 千 三 百 二 十	八 十 九 万 二 千 百 二 十 九 億 四 千 四 百	二 兆 二 千 七 百 二 十 九 億 四 千 四 百	面 金 額 で 二 千 三 百 四 十 七 億 円	た 割 引 短 期 国 債 に つ い て は 、 額	条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し	特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

十六	十五	十四	十三	十二
払込期日	者入札参加	場所	元償還金額	償還期限
平成二十九年一月二十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行額百円につき百円	償還金を支払う。その翌営業日に
				ただし、償還期が銀行休業日に
				当たるときは、その翌営業日に
				平成三十年一月二十二日